

○衆議院職員等苦情処理規程

(昭和二十七年七月三十日議長決定)

改正 昭五九年五月一五日 平二三年三月二六日

平二三年一月一九日

第一条 国会職員法(昭和二十一年法律第八十五号)第十五条の六の規定に基づく衆議院の事務局及び法制局並びに裁判官訴追委員会事務局の職員(以下「職員」という。)の苦情の処理に関する規定は、この規程の定めるところによる。

第二条 その意に反して、降給され、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱を受け、又は懲戒処分を受けた職員で苦情のある者は、その処分又は取扱を受けたことを知つた日から三十日以内に、本属長に対し、その審査の請求をすることができる。

第三条 前条の請求があつたときは、本属長は、これを受理した日から十五日以内に、その事案を審査決定し、理由を附記した決定書を当該請求をした者に交付しなければならない。

第四条 前条の決定に異議のある職員は、決定書の交付を受けた日から三十日以内に、公平委員会に対し、再審査の請求をすることができる。

② 公平委員会は、前項の再審査の請求があつた場合には、これを受理した日から三十日以内に、その事案を審査し、その審査の結果、その処分又は取扱が正当であると認めたときはこれを確認する旨、その処分又は取扱が正当でないと認めたときはその取消又

は変更及びこれに伴う必要で且つ適切な措置をすべき旨の判定をし、理由を附記した判定書を当該請求をした者及び本属長に交付しなければならない。

③ 前項の判定の結果その処分又は取扱を是正すべきこととなる場合においては、本属長は、その判定に従い直ちに必要な措置を講じなければならない。

第五条 この規程に定めるところにより職員の苦情を処理するため、衆議院に公平委員会を置く。

② 公平委員会は、委員九人をもつて組織する。

③ 委員は、衆議院議員、職員及び本属長の側からそれぞれ三人を衆議院議長が委嘱する。

第六条 公平委員会に会長を置く。会長は、議員である委員のうちから、委員が選挙する。

② 会長は、会務を総理する。

③ 会長に事故がある場合においては、委員は、議員である他の委員のうちから、会長の職務を代理する者を選挙する。

第七条 公平委員会は、会長が招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

② 公平委員会は、議員側委員、職員側委員及び本属長側委員各二人以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

③ 会長は、第四条の規定による再審査の請求があつた場合においては、公平委員会を招集しなければならない。

第八条 公平委員会にその庶務をつかさどらせるため幹事及び書記各若干名を置き、会長が職員のうちから命ずる。

第九条 この規程に定めるもの外、衆議院の解散又は衆議院議員の任期満了の場合の公平委員会の審査その他職員の苦情の処理に關し必要な事項は、衆議院議長が定める。

附 則

改正 平二八年 三月二八日

1 この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百四十六号）施行の日（昭和二十七年七月三十日）から施行する。

2 この規程は、昭和二十七年一月一日からこの規程施行の日の前日までに職員が受けた処分又は取扱についても、適用する。この場合において第二条中「その処分又は取扱を受けたことを知つた日」とあるのは「この規程施行の日」と読み替えるものとする。

附 則（平成二十二年十一月二十九日）

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○衆議院職員等の苦情の処理の手続に関する件
(昭和六十二年四月二十七日議長決定)
衆議院職員等苦情処理規程（昭和二十七年七月三十日議長決定）第九条の規定により衆議院議長が定める衆議院職員等の苦情の処理に関する手続については、同規程第二条の審査の請求にあつては行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）中再調査の請求に関する規定の例により、同規程第四条第一項の再審査の請求にあつては同法中同法第九条第一項に掲げる機関に対する審査請求に関する規定の例による。

附 則

本件は、昭和六十二年四月一十七日から施行し、本件の施行前にされた処分及び取扱についても適用する。

附 則（平成二十八年三月二十八日） (施行期日)

1 本件は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 衆議院職員等苦情処理規程（昭和二十七年七月三十日議長決定）第二条の審査の請求及び同規程第四条第一項の再審査の請求であつて、本件の施行前にされた処分又は取扱いに係るものについては、なお従前の例による。